

証券コード 6695

2026年1月13日

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番12号
晴海アイランド トリトンスクエア
オフィスタワー Z 29 階
株式会社キャストリコ
代表取締役社長 佐 川 達 也

第31回 定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）については、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト（IR情報）：<https://www.castrico.co.jp/ir/>

また、上記のほか東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

・東証ウェブサイト：<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「キャストリコ」又は「コード」に当社証券コード「6695」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記名並びに賛否をご表示いただき、2026年1月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年1月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリト
ンスクエアオフィスタワーZ29階
株式会社キャストリコ 会議室
3. 目 的 事 項
 報 告 事 項 第31期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告及
 び計算書類報告の件
 決 議 事 項
 第1号議案 剰余金の処分の件
 第2号議案 定款一部変更の件
 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※議決権行使書面において、議案に賛否の表示が無い場合は、賛成の意思表示がされたものとしてお取り扱いいたします。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2024年11月1日から
2025年10月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、地政学リスクの長期化やアメリカの通商政策、中国経済の停滞継続など懸念が残るものの、概ね緩やかな回復基調で推移しております。日本経済は、堅調な企業収益や持ち直しつつある個人消費、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調となっております。一方で、世界的な金融引き締めの影響や中国経済の減速懸念、原材料価格やエネルギーコストの高止まり、為替変動等、先行き不透明な状況が続いております。

当社の属する半導体業界においては、デジタルトランスフォーメーション（DX）やIoT化の動きは継続しているものの、ノートパソコンや通信機器の最終需要が一巡したことにより、サプライチェーン全体で設備投資の調整局面が続いております。一方、今後は生成AI向けの演算用半導体や電気自動車（EV）向けのパワー半導体などの需要の伸長、また、ノートパソコンやスマートフォンなど民生品向け需要の回復など、半導体製造装置市場は中長期的に成長を続けると見込まれております。

このような経営環境下において、売上高は3,609,243千円（前事業年度比3.3%増加）、営業利益は122,654千円（同60.7%減少）、経常利益は131,380千円（同58.1%減少）、当期純利益は79,591千円（同63.0%減少）となりました。

事業別の売上高は以下の通りであります。

プロダクツ事業の売上高は351,720千円（前事業年度比7.0%減少）となりました。大型装置の受注が減少したものであります。

エンジニアリング事業の売上高は685,954千円（前事業年度比15.6%増加）となりました。人員増強等により受注が好調に推移したものであります。

システム事業の売上高は2,518,383千円（前事業年度比3.6%増加）となりました。主要装置の受注が堅調に推移したものであります。

(2) 資金調達等の状況

当事業年度において、運転資金として金融機関より短期借入金として

1,485,000千円、長期借入金として100,000千円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度において、当社は12,933千円の設備投資を行っております。主な内訳は、ソフトウェア6,708千円（アプリ、システム改修等）及び工具、器具及び備品6,225千円（本社OA機器等）であります。

(4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第28期 2022年10月期	第29期 2023年10月期	第30期 2024年10月期	第31期 2025年10月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	2,927,159	3,381,392	3,495,393	3,609,243
経 常 利 益 (千円)	208,635	298,813	313,239	131,380
当 期 純 利 益 (千円)	130,766	193,231	214,874	79,591
1株当たり当期純利益 (円)	64.14	87.67	97.49	36.11
総 資 産 (千円)	2,286,322	2,198,358	2,288,407	2,381,344
純 資 産 (千円)	1,004,120	1,191,842	1,401,206	1,475,287

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、2023年12月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月11日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。上表においては、2022年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

① 人材の確保・育成について

今後更なる業務拡大を図るためには、引き続き高いスキルを持った人材の確保と従業員の育成が重要な課題となっております。そのため、積極的に人材確保を行うとともに、国内のみならず海外の大学との連携強化、外部等との関係を緊密に構築して参ります。

② 内部管理体制の強化について

当社は、更なる成長を実現できる企業体質を確立するため、リスク管理や企画・管理本部を始めとする内部管理体制の強化が引き続き重要な課題であると認識しております。そのため、継続的に人員を増強し、社内規程等の整備を進めるとともに、その適正な運用体制の構築を図ることにより、効果的かつ効率的な業務改善を積極的に進めて参ります。

③ 多様な顧客基盤の構築について

当社は、既存顧客からの注文に依存する割合が高いことから、今後の持続的な企業成長を図るために、新規顧客の開拓営業が必要であるとの認識のもと、営業活動を推進するための人材確保を行い、新規取引先の開拓及び既存顧客の取引拡大・強化に積極的に取り組んでおります。今後も引き続き営業基盤の強化を推進して参ります。

(6) 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

① プロダクツ事業

半導体・電子部品の提供と部品調達から一貫したEMSサービス

② エンジニアリング事業

ハードウェア・ソフトウェアの開発設計サービス業務

③ システム事業

メカトロニクス設計開発から加工・組立・製造

④ その他事業

環境関連装置事業及びDX事業等

(7) 主要な営業所（2025年10月31日現在）

本 社	東京都中央区
横 浜 事 業 所	横浜市都筑区
熊 本 事 業 所	熊本市東区

(8) 従業員の状況

2025年10月31日現在

従業員数	前期末比増減	平均勤続年数（年）
132名（14名）	11名増（9名増）	4.8

（注1）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（注2）当社は、エレクトロニクス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況

株式会社N F Kホールディングスは当社株式の公開買付けを通じて、2025年8月20日をもって、当社株式502,500株を追加取得しました。この結果、当社の総株主等の議決権に対する、株式会社N F Kホールディングスが所有する割合は52.06%となり、過半数を超えることとなるため、株式会社N F Kホールディングスは新たに当社の親会社になりました。

2025年6月、当社と親会社との間で資本業務提携契約を締結しております。本提携は、両社の協力体制の下、相互シナジーの構築を図り、両社の事業拡大及び企業価値の向上を図ることを目的としております。

(10) 主要な借入先及び借入額

2025年10月31日現在

借入先	借入金残高
朝日信用金庫	348,150千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,204,000株（自己株式60,000株を除く）
- (3) 株主数 31名
- (4) 上位13名の株主

2025年10月31日現在

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ ％ ）
株 式 会 社 N F K ホ ー ル デ ィ ン グ ス	1,147,500	52.06
吉 田 隆 治	235,700	10.69
丸 文 株 式 会 社	100,000	4.54
塩 田 秀 明	97,300	4.41
佐 川 達 也	53,500	2.43
三 浦 隆 夫	48,700	2.21
都 留 顕 二	48,700	2.21
有 限 会 社 清 水 エ イ ジ ェ ン シ ー	48,700	2.21
MATSUMOTO FRANK KAZUO	40,000	1.81
中 嶋 克 宜	40,000	1.81
町 田 孝 二	40,000	1.81
KS MICROELECTRONICS LLC	40,000	1.81
C H E U N G S A N D E R	40,000	1.81

（注）持株比率は自己株式60,000株を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

2025年10月31日現在

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐 川 達 也	－
取締役副社長	三 浦 隆 夫	－
常務取締役	都 留 颯 二	企画・管理本部長
取 締 役	加 藤 祐 蔵	㈱NFKホールディングス 取締役
取 締 役	上 出 勝	恵比寿法律事務所 所長
常 勤 監 査 役	中 山 雅 人	－
監 査 役	谷 光	㈱桜美林エリアデザイン研究所 代表取締役社長
監 査 役	高 畠 達 也	高畠公認会計士事務所 所長 高畠達也税理士事務所 所長

- (注1) 上出勝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、社外取締役であった加藤祐蔵氏は、同氏が取締役を務める㈱NFKホールディングスが、2025年8月20日をもって当社の親会社となったため、同日をもって当社の社外取締役ではなくなっております。
- (注2) 中山雅人氏、谷光氏、高畠達也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- (注3) 中山雅人氏は、事業会社において長年経理部門に従事し、また、経理担当取締役を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注4) 加藤祐蔵氏は、当社の親会社となった㈱NFKホールディングスの取締役であります。当社と同社との間に重要な取引関係はありません。その他の社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況は上表に記載の通りですが、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を社外役員との間で締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外役員が責任の原因となった

職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 補償契約に基づく補償に関する事項

該当事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

(7) 役員の報酬等の総額

区 分	支給人数 (人)	報酬等の種類別の額 (千円)				摘 要
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	計	
取締役 (うち社外取締役)	5 (1)	63,090 (3,300)	—	—	63,090 (3,300)	(注1)
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	9,600 (9,600)	—	—	9,600 (9,600)	(注2)
計	9 (5)	72,690 (12,900)	—	—	72,690 (12,900)	

(注1) 社外取締役であった加藤祐蔵氏は、同氏が取締役を務める㈱NFKホールディングスが、2025年8月20日をもって当社の親会社となったため、同日をもって当社の社外取締役ではなくなっております。

(注2) 2025年1月に退任した小谷浩氏の役員報酬が含まれております。

(注3) 取締役会は、代表取締役社長佐川達也氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(注4) 取締役の報酬限度額は、2022年1月28日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。

(注5) 監査役の報酬限度額は、2017年1月27日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は1名（うち社外監査役1名）であります。

(8) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	加 藤 祐 蔵	当事業年度に開催された取締役会の20回中18回に出席しており、必要に応じて企業経営者としての専門的見地からの発言を行っており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に努めております。なお、同氏が取締役を務める(株)NFKホールディングスが、2025年8月20日をもって当社の親会社となったため、同日をもって当社の社外取締役ではなくなっております。
取締役	上 出 勝	当事業年度に開催された取締役会の20回中20回に出席しており、必要に応じて弁護士としての専門的見地からの発言を行っており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に努めております。
監査役	中 山 雅 人	当事業年度に開催された取締役会の20回中20回、監査役会の15回中15回に出席しており、必要に応じて重要な社内会議に出席する他、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスク等について、代表取締役と意見交換を実施しております。また、取締役及び使用人等からも職務の執行状況についての報告や往査等を通じて取締役の業務執行に対する監査を行っております。
監査役	谷 光	当事業年度に開催された取締役会の20回中20回、監査役会の15回中15回に出席し、必要に応じ、事業会社の営業部門における実務経験や海外赴任で培った見識、大学教授としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	小 谷 浩	当事業年度に開催された取締役会のうち、監査役を退任するまでの在任期間に開催された4回中4回、監査役会のうち、監査役を退任するまでの在任期間に開催された4回中4回に出席し、必要に応じ、エレクトロニクス業界での長年の実務経験から培った専門的見地からの発言を行いました。
監査役	高 畠 達 也	当事業年度に開催された取締役会のうち、監査役就任後に開催された16回中16回、監査役会のうち、監査役就任後に開催された11回中11回に出席し、必要に応じて公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行っており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に努めております。

(9) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

監査法人コスモス

(2) 会計監査人との責任限定契約の内容

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があるかと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備状況の概要

内部統制システムの構築は企業の社会的責任の重要な要素と捉え、リスク管理体制・コンプライアンス体制・情報セキュリティ体制を中心に、会社全体としての体制整備と継続的な実施の推進に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンスを充実させることにより、公正な企業活動と正確でタイムリーな情報開示による経営の健全性・透明性の確保を図ります。当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りです。

[1] 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務執行においては、社内規程で責任部門・執行手続を定めるとともに、「職務権限規程」で決裁権限を明確化します。また、監査役による業務執行の妥当性・適法性に関するチェックの他、監査室及び会計監査人による業務監査・会計監査をあわせて実施します。

[2] 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する重要な文書等に関しては、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理いたします。

[3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業リスク（経営目標を阻害する恐れのある不確実性を伴う事象や行為）を認識・理解し、コントロールするため、全役職員が行動する企業風土の構築及び体制の確立が当社のリスク管理の基盤となっております。リスク管理の徹底を図るため、想定しうる事業リスクを的確に把握・評価し、積極的に経営戦略の中に取り組んでいく必要があるという認識に立ち、情報の共有化と経営体制の強化に繋げております。

[4] 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の業務分掌を明確化し、権限分配により職務執行の効率化を図るとともに、取締役会の監督機能を強化する一方、迅速なる経営戦略・方針等の意思決定を行います。

[5] 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。コンプライアンス体制の基本として、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コ

ンプライアンスに関する全社の方針、行動規範を遵守し、体制の維持・管理、コンプライアンスの推進を図っております。

[6] 監査役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の組織・担当者は置いておりませんが、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」を制定し、監査上の必要があるときは監査室等に報告を求め、又は特定事項の調査を依頼することができるよう定めております。

[7] 上記[6]の取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の上記[6]の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助者を置く場合は、取締役からの独立性を確保すべきことに留意し、監査役会の同意の上、取締役会において決定します。また、監査役から監査業務に必要な指示を受けた取締役及び使用人は、その指示に関する限りにおいては、他の取締役の指揮命令は受けないものとします。

[8] 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、直ちに当社監査役に報告するものとしています。また、監査役は、必要に応じて当社の業務執行状況について取締役又は使用人に報告を求めることができます。

[9] 上記[8]の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告に関しては、内部通報に係る報告以外であっても、通報者保護の基本原則を遵守し、当該報告を行った当社の取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとします。

[10] 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

[11] その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）により構成され、月に1回以上監査役会を開催して監

査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、各監査役の経営情報等を共有することによって、監査業務の充実を図っております。ガバナンスのあり方とその運営状況を常に監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、法令順守の状況を確認しております。さらに常勤監査役につきましては、重要会議への出席、重要書類の閲覧等により、業務執行上の監査を行っております。

また、当社の内部監査は、監査室が主管部署として、業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、監査室長より、代表取締役社長に対して改善提言を含む内部監査報告書を提出する体制をとっております。

なお、監査室、監査役会及び会計監査人は、適宜意見交換・連携を行うことで実効性かつ効率的な三様監査を実施できる体制になっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下の通りであります。

〔１〕 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

〔２〕 コンプライアンス

当社は、当社の従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款並びに諸規程を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は、当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告・相談するための体制を設けており、この報告・相談体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

〔３〕 内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,087,087	流 動 負 債	529,315
現金及び預金	713,079	買 掛 金	202,008
受 取 手 形	1,265	1年内返済予定の長期借入金	39,480
売 掛 金	669,363	未 払 金	168,125
電子記録債権	154	未払法人税等	44,847
商品及び製品	83,334	未払消費税等	65,577
仕 掛 品	238,660	預 り 金	5,658
原 材 料	343,937	そ の 他	3,618
前 払 費 用	35,267	固 定 負 債	376,740
そ の 他	2,025	長 期 借 入 金	308,670
固 定 資 産	294,256	開発費負担引当金	65,800
有 形 固 定 資 産	137,881	そ の 他	2,270
建 物 (純 額)	3,913	負 債 合 計	906,056
建物附属設備 (純額)	106,081	純 資 産 の 部	
機械及び装置 (純額)	9,426	株 主 資 本	1,475,287
工具、器具及び備品 (純額)	15,819	資 本 金	282,480
その他 (純額)	2,640	資 本 剰 余 金	184,397
無 形 固 定 資 産	2,082	資 本 準 備 金	182,600
ソ フ ト ウ ェ ア	1,336	その他資本剰余金	1,797
そ の 他	745	利 益 剰 余 金	1,011,930
投資その他の資産	154,292	利 益 準 備 金	9,189
投資有価証券	2,000	その他利益剰余金	1,002,741
長期滞留債権	44,407	繰越利益剰余金	1,002,741
長期前払費用	1,847	自 己 株 式	△3,520
繰延税金資産	88,554	純 資 産 合 計	1,475,287
敷 金	50,287	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,381,344
そ の 他	11,602		
貸倒引当金	△44,407		
資 産 合 計	2,381,344		

損 益 計 算 書

(2024年11月 1 日から)
(2025年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,609,243
売 上 原 価		2,817,081
売 上 総 利 益		792,162
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		669,507
営 業 利 益		122,654
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	526	
受 取 配 当 金	2	
受 取 賃 借 料	9,183	
助 成 金 収 入	2,602	
そ の 他	87	12,401
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,962	
そ の 他	713	3,675
経 常 利 益		131,380
特 別 損 失		
減 損 損 失	17,849	17,849
税 引 前 当 期 純 利 益		113,531
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	90,473	
法 人 税 等 調 整 額	△56,533	33,940
当 期 純 利 益		79,591

株主資本等変動計算書

(2024年11月 1 日から)
(2025年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計	
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金			自己株式		株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	282,480	182,600	1,797	184,397	8,638	929,211	937,849	△3,520	1,401,206	1,401,206
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当						△5,510	△5,510		△5,510	△5,510
利益準備金の積立					551	△551	－		－	－
当 期 純 利 益						79,591	79,591		79,591	79,591
当期変動額合計	－	－	－	－	551	73,530	74,081	－	74,081	74,081
当 期 末 残 高	282,480	182,600	1,797	184,397	9,189	1,002,741	1,011,930	△3,520	1,475,287	1,475,287

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

① 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	26年
建物附属設備	8～15年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計

上しております。

(2) 開発費負担引当金

開発費の支出に備えるため、契約内容に基づく見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社との契約から生じる主要な事業における履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載の通りであります。

(1) プロダクツ事業

半導体・電子部品の提供と部品調達から一貫したEMS（電子機器受託製造サービス）を行っております。サービス又は製品を顧客に販売することを主な履行義務としております。顧客の検収により、支払を受ける権利が確定するため、その時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、当社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(2) エンジニアリング事業

エンジニアリング事業は、ハードウェア・ソフトウェアの開発設計サービスを派遣契約又は準委任契約に基づいて顧客へ提供しております。これらは、エンジニアの労働力を契約期間にわたって顧客に提供することを主な履行義務としております。顧客との契約に基づいて役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

(3) システム事業

システム事業は、メカトロニクス設計開発から加工・組立・製造を行い、顧客に納入することを主な履行義務としております。一定の期間にわたり移転される財又はサービスであるものの、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点として、顧客が検収した時点をもって収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、固定負債の「その他の引当金」として表示しておりました「開発費負担引当金」は、当事業年度において重要性が増したため、独立掲記しております。なお、前事業年度の「開発費負担引当金」は5,356千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

(棚卸資産の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (2025年10月31日)
商品及び製品	83,334千円
仕掛品	238,660千円
原材料	343,937千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、原則として、取得原価をもって貸借対照表価額とし、事業年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

また、一定の保有期間を超える棚卸資産については、帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

これらは、将来の需要予測及び市況状況に基づいて決定しておりますが、当社の重要な事業分野である半導体製造装置市場は、予期せぬ市場環境の変化が生じる場合があり、そのような市場環境の変化により棚卸資産の今後の使用状況に変化が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、棚卸資産の帳簿価額の切り下げを行う可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

現金及び預金 1,001千円

(上記に対応する債務) 該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 77,542千円

3. 保証債務残高 59,155千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び数：普通株式 2,264,000株
(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び数：普通株式 60,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年1月30日 定 時 株 主 総 会	普通株式	5,510	2.5	2024年10月31日	2025年1月31日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2026年1月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	5,510	利益剰余金	2.5	2025年10月31日	2026年1月30日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、棚卸資産評価損及び未払金であります。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年11月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産については、法定実効税率が30.6%から31.5%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。そのうち一部は、資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権については経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金については、定期的に市場金利の状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

資金調達時には、金利の変動動向の確認または他の金融機関との金利比較を行っております。また、管理部門が適時に資金繰り計画作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
長期借入金（１年内返済予定を含む）	348,150	336,710	△11,439
負 債 計	348,150	336,710	△11,439

（注）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価 （ 千 円 ）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合 計
長期借入金（１年内返済予定を含む）	—	336,710	—	336,710
負 債 計	—	336,710	—	336,710

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（１年内返済予定を含む）

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	プロダクツ 事 業	エンジニア リング事業	シ ス テ ム 事 業	そ の 他	合 計
一時点で移転される財 又 は サ ー ビ ス	351,720	100,793	2,518,383	53,184	3,024,082
一定の期間にわたり移転さ れる財又はサービス(注)	—	585,161	—	—	585,161
顧客との契約から生じる収益	351,720	685,954	2,518,383	53,184	3,609,243
そ の 他 の 収 益	—	—	—	—	—
外 部 顧 客 へ の 売 上 高	351,720	685,954	2,518,383	53,184	3,609,243

(注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、代替的な取扱いを適用し、一時点で移転される財又はサービスの金額に含めて記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
(契約資産の残高等)

(単位：千円)

	期 首 残 高	期 末 残 高
顧客との契約から生じた債権		
受 取 手 形	3,972	1,265
売 掛 金	694,624	669,363
電 子 記 録 債 権	2,144	154
契 約 資 産	—	—

(残存履行義務に配分した取引価格)

当社は残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える取引はないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 669円37銭
- 1株当たり当期純利益 36円11銭

(重要な後発事象)

(決算期の変更)

当社は、2025年12月24日開催の取締役会において、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更について決議し、2026年1月29日開催の第31回定時株主総会の承認を得る予定であります。

1. 変更の理由

2025年8月5日付で公表しました「株式会社N F Kホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」の通り、株式会社N F Kホールディングスが当社の親会社となりました。当社は「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号）に準拠して親会社の決算期（毎年3月31日）に統一するため、また、グループ運営の推進、経営計画の策定や業績管理など、経営及び事務運営の効率化を図るため、決算期を変更することといたしました。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年10月31日

変更後：毎年3月31日

3. 定款の一部変更

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、定時株主総会の招集時期を毎年6月に、定時株主総会の議決権の基準日及び期末配当の基準日を毎年3月31日に、中間配当の基準日を毎年9月30日にそれぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更に係る経過措置として、2026年3月期（第32期）は、2025年11月1日から2026年3月31日までの5ヶ月決算となるため、附則を設けるものであります。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年12月24日

株式会社キャストリコ

取締役会 御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小室 豊 和
代表社員 業務執行社員	公認会計士	長坂 尚 徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャストリコの2024年11月1日から2025年10月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。ただし、運用面については継続的な見直しと改善が必要と考えており、引き続きこれらの取組が着実に実行されるよう今後も注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人としての監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月24日

株式会社キャストリコ 監査役会

常勤社外監査役 中 山 雅 人 ⑩

非常勤社外監査役 谷 光 ⑩

非常勤社外監査役 高 畠 達 也 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への還元強化を図り、更に、経営成績及び今後の事業展開を勘案し、以下の通りといたしたいと存じます。

1. 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金2円50銭
配当総額	5,510,000円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年1月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案理由

- (1) 親会社となった株式会社N F Kホールディングスの決算期（毎年3月31日）に統一するため、また、グループ運営の推進、経営計画の策定や業績管理など、経営及び事務運営の効率化を図るため、決算期を変更するものであります。
- (2) 決算期の変更に伴い、剰余金の配当の時期を変更するものであります。
- (3) 事業年度の変更に係る経過措置として、第32期は、2025年11月1日から2026年3月31日までの5ヶ月決算となるため、附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第38条（条文省略）	第1条～第38条（現行通り）
第6章 計算 （事業年度）	第6章 計算 （事業年度）
第39条 当社の事業年度は、 <u>毎年11月1日から翌年10月31日まで</u> の年1期とする。	第39条 当社の事業年度は、 <u>毎年4月1日から翌年3月31日まで</u> の年1期とする。
（剰余金の配当）	（剰余金の配当）
第40条（記載省略）	第40条（現行通り）
2 前項に定める場合のほか、取締役会の決議によって、 <u>毎年4月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項前項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	2 前項に定める場合のほか、取締役会の決議によって、 <u>毎年9月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項前項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
3（条文省略）	3（現行通り）
第41条（条文省略）	第41条（現行通り）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	附則 <u>(事業年度変更にかかる経過措置)</u> <u>第 1 条 第 3 9 条 (事業年度) の規定にか</u> <u>かわらず、第32期事業年度は2025年11月 1</u> <u>日から2026年 3 月31日までの 5 ヶ月とす</u> <u>る。</u> <u>なお、本条は、第32期事業年度終了後、こ</u> <u>れを削除する。</u>

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人コスモスは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、監査役会の決定に基づいております。監査役会がアルファ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社が株式会社N F Kホールディングスの連結子会社となったことを踏まえ、親会社と会計監査人を統一することにより、一元的な連結監査体制を確保し、監査の効率化や内部管理体制のより一層の強化に資すると判断したものであります。

会計監査人候補者は、次の通りであります。

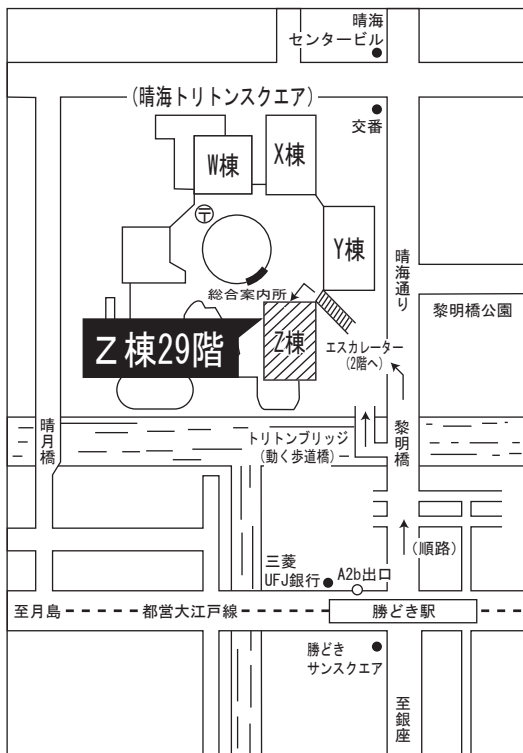
(2025年12月31日現在)

名称	アルファ監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都港区西新橋二丁目18番1号	
沿革	2020年10月	設立	
概要	資本金	6百万円	
	構成人員	社員（公認会計士）	6名
		専門職員（公認会計士）	14名
		合計	20名

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区晴海一丁目 8 番12号
晴海アイランド トリトンスクエア
オフィスタワー Z 棟29階 当社会議室
T E L 03-6910-1651



アクセス

都営地下鉄大江戸線 勝どき駅（A2b出口）下車 徒歩8分